

一般職の職員の給与に関する法律等の 一部を改正する法律(令和2年法律第65号)の概要

- 人事院は令和2年10月7日、一般職の国家公務員のボーナス改定について、国会及び内閣に対し勧告（昨年8月から本年7月までの民間ボーナスとの比較）

※月例給については、10月28日に改定の必要なしとの報告（本年4月分の民間給与との比較）

- 政府は、人事院勧告どおりの実施を閣議決定

概 要

1 特別給(ボーナス)の改定【令和2年12月期から改定】

一般の職員 年間4.50月分 → 4.45月分（0.05月分引下げ）

指定職職員 年間3.40月分 → 3.35月分（0.05月分引下げ）

2 施行期日 公布の日 （一部の規定は令和3年4月1日）